

高齢者の自宅の売却トラブルに注意しましょう！

自宅を売却し、家賃を払ってそのまま自宅に住み続けることができるという『リースバック契約』があり、自宅売却に関してこの契約に関する相談が増えています。事例を参考に注意してください。

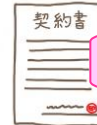


【事例】

先日、不動産業者から電話があった後で、自宅で話を聞いた。「今住んでいる自宅を2000万円で売却し、家賃18万円で住み続ける」という話を聞き、悪くない話だと思って契約した。後刻冷静に考えこのまま家賃を払い続けると10年も住めないということに気づいた。クーリング・オフはできないか。

《 アドバイス 》

- 自宅を不動産業者に売却した場合、クーリング・オフはできない。
契約が成立してしまうと、売主が契約解除をするには手付金の倍額を支払う必要が出てきます。
- よくわからないことや納得できないことがあったら、
解決するまで契約しない。
不動産に関する取引は必要な手続きも多く、複雑なしくみになっていることもあります。家族や友人等の信頼できる方に相談し、できるだけ一人で対応しないようにしましょう。
- 勧誘が迷惑だと思ったら、きっぱりと断る。
不動産業者から「有利な話がある」などという勧誘の電話がかかってきても、安易に訪問を許さず、売却するつもりがなければ、「自宅は売りません」等と売却の意思がないことをきっぱりと伝えましょう。



契約しません！

17 パートナースhipで
目標を達成しよう



目標 17 パートナースhipで目標を達成しよう

【 シリーズ SDGs 13(最終回) 】

～ 持続可能な開発に向けて実施手段を強化し、
グローバル・パートナーシップを活性化する ～



◆ 協力なくしてSDGsは達成できない

SDGsは、世界中の国が協力し合わなければ達成することはできません。また、国と国だけでなく、世界中の企業、団体、個人、NPOなどさまざまな立場の人がパートナーシップを組み、参加することが大切です。

消費生活センターに相談しましょう！

商品やサービスの契約をして事業者とトラブルになった場合等、消費生活に関するトラブルは消費生活センターに相談しましょう。



どんな支援が受けられるか

消費生活センターでは、消費生活相談員が、本人からの聴き取りのほか、契約書などの関係書類から問題点を整理して、事業者との自主交渉の方法や具体的な解決方法などについての助言・情報提供をします。

相談方法は次のとおりです。

先に入電いただき、予約されることをお勧めします。

① 対面での相談

相談者が消費生活センターに直接おいでになっての対面で相談です。

② 電話での相談

消費生活センターにおいでいただけない場合の電話での相談です。

③ その他

弁護士による無料法律相談やWebでの相談もできます。



相談を受けられないもの

- ★ 家庭内のもめごと
- ★ ご近所とのトラブル
- ★ 個人経営の商売上のこと
- ★ 労働に関する問題 など

…相談先はご案内します。

「消費生活出前講座」について

講師が地域へ出向いて、悪質商法や契約トラブルに関する相談事例の紹介、トラブルへの対処法など、消費生活に関する知識を分かりやすくお伝えします。**費用は無料**ですので、ぜひご利用ください。

※講座依頼書を提出いただきますが、まずはお電話でお申込みください。



3月・4月の無料法律相談会

3月 7日(火) 13:30~15:30

4月 4日(火) 13:30~15:30

業者との契約トラブルや借金問題などについて、弁護士による専門的なアドバイスを**無料**で受けることができます。秘密は守られますので安心してお申込みください。

【場 所】 最上総合支庁

【時 間】 お一人様30分となります

※事前にお電話でご予約をしてください。

最上消費生活センター TEL 0233-29-1370
FAX 0233-23-2605

〒996-0002 新庄市金沢字大道上 2034 (最上総合支庁1階)

《受付時間》月曜日～金曜日 午前9時～午後5時

ホームページは「最上消費生活センター情報」で



消費者ホットライン188で、最寄りの消費生活センターにつながります。